



諮問 第 19 号

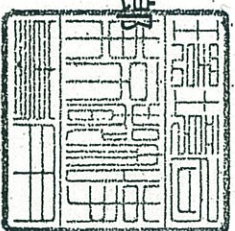
東京都環境審議会

東京都環境基本条例第 25 条第 2 項第 2 号の規定に基づ

き、ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条の規定による対
策地域の指定について諮問します。

平成 17 年 12 月 15 日

東京都知事
石原 慎 太

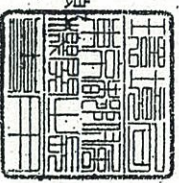


17都環審第4号
平成17年12月15日

水質土壌部会長 殿

東京都環境審議会
会長 小早川

光良



諮問第19号の部会付議について

標記の件について、別添(写)のとおり諮問がありましたので、東京都環境審議会運営
要領第2に基づき、貴部会に付議します。